

居宅介護支援事業所かんべ村運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人フェニックスが開設する居宅介護支援事業所かんべ村（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1. 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2. 事業の実施に当っては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所かんべ村
- (2) 所在地 広島市安佐北区可部七丁目13番15-1-7号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 介護支援専門員と兼任）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員4名（内、常勤専従：2 常勤兼任：1 非常勤専従：1）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供等に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし1月1日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。但し、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 1Fの相談室
- (2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン
- (3) サービス担当者会議の開催場所 ご自宅
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。その際、利用者負担の費用は、発生しない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の実施地域については、広島市安佐北区、安佐南区、東区とする。

(苦情等における対応方法)

第10条 利用者からの相談又は苦情等が生じた時は、速やかに管理者に連絡する等の措置を講ずるとともに、利用者に対して迅速に回答しなければならない。

窓口：広島市安佐北区可部七丁目13番15-1-7号 TEL(082)812-3588

担当：佐藤 慎治(介護支援専門員)

(虐待防止のための措置)

第11条 利用者に対する虐待防止のため、次の事項について取り組むものとし、利用者の人権の擁護、虐待の防止などの為に責任者を設置する。

- ・組織運営の健全化
- ・従業者の負担やストレスへの対応
- ・チームアプローチ、従業者間の連携
- ・職業倫理、法令遵守の意識の啓発
- ・ケアの質の向上
- ・家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動の実施

- ・虐待が疑われる事例を発見した場合の市町村等関係機関への報告
なお、これらの運用にあたっては、「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修センター）を参考にする。
- ・虐待防止責任者：藤永 敏博 （管理者）

（緊急やむを得ない理由での身体拘束）

第12条 利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合について、次の事項を整備するものとする。

- ・関係従業者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制
- ・身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順
- ・身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明
- ・身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明
- ・解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録
なお、これらの運用にあたっては、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議）を参考にする。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

（その他運営に関する重要事項）

- 第14条 1. 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- （1）安佐北区介護支援専門員連絡協議会が主催する研修
 - （2）介護支援専門員連絡協議会が主催する研修
 - （3）その他の研修
2. 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
 3. 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完了の日（当該指定居宅 介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。
 4. この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人フェニックスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程の一部を平成 18 年 9 月 1 日より改正する。
- この規程の一部を平成 20 年 4 月 1 日より改正する。
- この規程の一部を平成 21 年 4 月 1 日より改正する。
- この規程の一部を平成 22 年 4 月 1 日より改正する。
- この規程の一部を平成 23 年 11 月 4 日より改正する。
- この規程の一部を平成 24 年 2 月 1 日より改正する。
- この規程の一部を平成 24 年 8 月 1 日より改正する。
- この規程の一部を平成 24 年 9 月 1 日より改正する。
- この規程の一部を平成 24 年 10 月 1 日より改正する。
- この規程の一部を平成 25 年 4 月 1 日より改正する。
- この規程の一部を平成 26 年 2 月 1 日より改正する。
- この規程の一部を平成 26 年 4 月 1 日より改正する。
- この規程の一部を平成 26 年 11 月 1 日より改正する。
- この規程の一部を平成 26 年 12 月 1 日より改正する。
- この規程の一部を平成 27 年 4 月 1 日より改正する。
- この規程の一部を平成 29 年 2 月 1 日より改正する。
- この規程の一部を平成 29 年 8 月 1 日より改正する。
- この規程の一部を令和 2 年 7 月 13 日より改定する。
- この規程の一部を令和 2 年 12 月 1 日より改定する。